



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

和歌山県知事 仁坂吉伸

目次

○ 告示

- 558 随意契約の相手方の決定 (税務課)
- 559 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課)
- 560 生活保護法による医療機関の指定(")
- 561 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課)
- 562 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の変更 (")
- 563 安楽川井土地改良区の役員の就退任 (農業農村整備課)
- 564 藤崎井土地改良区の役員の就退任(")
- 565 基本測量の終了 (技術調査課)
- 566 基本測量の実施 (")
- 567 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課)

○ 人事委員会告示

- 5 平成21年度和歌山県職員採用I種試験の実施

○ 公安委員会告示

- 18 警備員指導教育責任者講習の実施

○ 選挙管理委員会告示

- 31 政治団体の設立の届出
- 32 政治団体の届出事項の異動の届出
- 33 政治団体の解散の届出
- 34 政治団体の収支報告書の要旨
- 35 "

○ 正誤

平成21年3月31日付け和歌山県報号外(2)和歌山県教育委員会告示第2号中

告 示

和歌山県告示第558号

県税運営システム、軽油流通情報管理システム及び自動車税システム運用管理業務委託契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成21年4月17日

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
県税運営システム、軽油流通情報管理システム及び自動車税システム運用管理業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県総務部総務管理局税務課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成21年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社南大阪電子計算センター
大阪府貝塚市脇浜四丁目2番22号
- 5 随意契約に係る契約金額

(1) 県税運営システム	
ア 法人2税	
(ア) 予定申告書等パンチ処理	
1件当たり	24円
(イ) 予定申告書等入力処理	
1か月当たり	10,100円
(ウ) 予定申告書等作成処理	
1か月当たり	22,500円
(エ) 確定申告書等パンチ処理	
1件当たり	60円
(オ) 確定申告書等入力処理	
1か月当たり	40,100円
(カ) 確定申告書等作成処理	
1か月当たり	83,600円
(キ) 申告書入力特別処理	
1か月当たり	27,600円
(ク) 更正・決定処理	
1か月当たり	72,600円
(ケ) 利子割額明細書パンチ処理	
1件当たり	13円
(コ) 利子割額明細書入力処理	
1か月当たり	21,600円
(サ) 利子割額明細書作成処理	
1か月当たり	48,200円
(シ) 是認入力処理	
1か月当たり	109,600円
(ス) 月例統計処理	
1か月当たり	132,600円
(セ) 交付税調作成処理	

作業1回当たり	300,000円	1か月当たり	30,600円
(ソ) 課税状況調作成処理		(ク) オンライン処理	
作業1回当たり	300,000円	1か月当たり	42,600円
(タ) 法人登録に関する処理		(ケ) 年次統計処理	
1か月当たり	57,600円	作業1回当たり	15,000円
(チ) 未処理法人調査に関する処理		ウ 証券二税	
作業1回当たり	75,000円	(ア) 申告書パンチ処理	
(ツ) 収納マスタ更新処理		1件当たり	24円
1か月当たり	72,600円	(イ) 申告書入力処理	
(テ) オンライン処理		1か月当たり	43,600円
1か月当たり	147,600円	(ウ) 不申告加算金決定処理	
(ト) 予算積算資料パンチ処理		1か月当たり	12,600円
1件当たり	50円	(エ) 更正・決定処理	
(ナ) 予算積算資料作成処理		1か月当たり	12,600円
作業1回当たり	80,000円	(オ) 月例処理	
(ニ) 年報ファイル作成処理		1か月当たり	80,100円
作業1回当たり	30,000円	(カ) 課税状況前年対比処理	
(ヌ) 大口法人・減免法人調べ		1か月当たり	54,600円
作業1回当たり	45,000円	(キ) 収納マスタ更新処理	
(ネ) 増減理由に関する調べ		1か月当たり	30,600円
作業1回当たり	27,000円	(ク) オンライン処理	
(ノ) 未登録法人調査処理		1か月当たり	42,600円
作業1回当たり	20,000円	(ケ) 年次統計処理	
(ハ) 国税突合処理		作業1回当たり	15,000円
1か月当たり	40,000円	エ 不動産取得税	
(ヒ) 外形標準課税等別表パンチ処理		(ア) 調定データパンチ処理	
1件当たり	50円	1件当たり	65円
(フ) 外形標準課税等別表入力処理		(イ) 調定データ取込処理	
1か月当たり	47,600円	1か月当たり	20,000円
(ヘ) 外形標準課税等別表作成処理		(ウ) 調定データ入力処理	
1か月当たり	32,600円	1か月当たり	87,600円
(ホ) 電子申告データ反映処理		(エ) 月例処理	
1か月当たり	100,000円	1か月当たり	138,600円
イ 県民税利子割		(オ) 課税チェックリスト作成処理	
(ア) 申告書パンチ処理		1か月当たり	27,600円
1件当たり	24円	(カ) 収納マスタ更新処理	
(イ) 申告書入力処理		1か月当たり	42,600円
1か月当たり	43,600円	(キ) オンライン処理	
(ウ) 不申告加算金決定処理		1か月当たり	72,600円
1か月当たり	12,600円	(ク) 総務省報告処理	
(エ) 更正・決定処理		作業1回当たり	72,000円
1か月当たり	12,600円	(ケ) 年次統計処理	
(オ) 月例処理		作業1回当たり	45,000円
1か月当たり	80,100円	オ 個人事業税	
(カ) 課税状況前年対比処理		(ア) 随時調定処理	
1か月当たり	54,600円	1か月当たり	117,600円
(キ) 収納マスタ更新処理		(イ) 個人事業税調査表処理	

作業1回当たり	5,000円	1か月当たり	102,600円
(ウ) 調定データパンチ処理		(イ) 収納マスタ更新処理	
1件当たり	28円	1か月当たり	12,600円
(エ) 定例調定処理(前期)		(ウ) オンライン処理	
作業1回当たり	885,500円	1か月当たり	12,600円
(オ) 定例調定処理(後期)		(エ) 年次統計処理	
作業1回当たり	673,500円	作業1回当たり	75,000円
(カ) 収納マスタ更新処理		ケ その他処理	
1か月当たり	42,600円	(ア) 調定処理(鉦区税)	
(キ) オンライン処理		作業1回当たり	90,000円
1か月当たり	72,600円	(イ) 調定処理(狩猟税)	
(ク) 年次統計処理		作業1回当たり	90,000円
作業1回当たり	45,000円	(ウ) 収納マスタ更新処理	
カ ゴルフ場利用税		作業1回当たり	12,600円
(ア) 申告書処理		(エ) オンライン処理	
1か月当たり	27,600円	1か月当たり	12,600円
(イ) 不申告加算金決定処理		(オ) 課税状況調パンチ処理	
1か月当たり	5,100円	1枚当たり	640円
(ウ) 更正・決定処理		コ 収納管理	
1か月当たり	5,100円	(ア) 消し込み処理	
(エ) 月例処理		1か月当たり	597,600円
1か月当たり	72,600円	(イ) 還付充当処理	
(オ) 収納マスタ更新処理		1か月当たり	312,900円
1か月当たり	20,100円	(ウ) 月次集計処理	
(カ) オンライン処理		1か月当たり	95,000円
1か月当たり	42,600円	(エ) 督促状・催告状等作成処理	
(キ) 年次処理		1か月当たり	87,600円
作業1回当たり	30,000円	(オ) 未納・減額・処分等一覧表作成	
キ 軽油引取税		1か月当たり	50,100円
(ア) 申告書処理		(カ) 報償金算定処理	
1か月当たり	42,600円	作業1回当たり	46,500円
(イ) 不申告加算金決定処理		(キ) 決算統計処理	
1か月当たり	12,600円	作業1回当たり	690,000円
(ウ) 更正・決定処理		(ク) 収納実績処理	
1か月当たり	12,600円	1か月当たり	117,600円
(エ) 月例処理		(ケ) 宛名圧縮マスタ作成処理	
1か月当たり	72,600円	作業1回当たり	375,000円
(オ) 収納マスタ更新処理		(コ) 滞納処分一覧表作成	
1か月当たり	27,600円	1か月当たり	80,100円
(カ) オンライン処理		(サ) 収入状況一覧表作成	
1か月当たり	42,600円	作業1回当たり	66,600円
(キ) OCR処理		(シ) 滞納者管理オンライン処理	
1か月当たり	27,600円	1か月当たり	72,600円
(ク) 年次処理		(ス) 不納欠損処理	
作業1回当たり	30,000円	作業1回当たり	30,000円
ク 個人県民税		(セ) 高額滞納者一覧処理	
(ア) 月例処理		作業1回当たり	249,000円

(ソ) 滞納整理進行管理状況処理 1か月当たり	132,900円	1か月当たり	190,000円
(タ) マスタ切り処理 作業1回当たり	300,000円	システム作成費用 (ア) プログラム作成費 1人日当たり	40,000円
(チ) 延滞金切り処理 作業1回当たり	90,000円	セ 機器使用料 (ア) 端末装置使用料 1か月当たり	5,259,560円
(ツ) 本税時効到来分リスト作成 作業1回当たり	36,000円	(イ) 端末装置保守料 1か月当たり	1,874,000円
(テ) 延滞金時効到来分リスト作成 作業1回当たり	90,000円	(ウ) 回線使用料 1か月当たり	870,930円
(ト) 延滞金催告通知処理 作業1回当たり	300,000円	(エ) 付属機器使用料 1か月当たり	1,237,060円
(ナ) 未納データベース作成処理 作業1回当たり	46,000円	(オ) 情報セキュリティ対策料 1か月当たり	489,200円
(ニ) 住所コード更新処理 1か月当たり	32,600円	(カ) 休日等ホスト稼働料 1時間当たり	19,000円
(ヌ) 金融機関エラーチェック処理 作業1回当たり	48,600円	ソ 県税運営システム再開発 (ア) プログラム開発費 1ステップ当たり	320円
(ネ) データコンバート等処理 1秒当たり	450円	(2) 軽油流通情報管理システム ア データパンチ処理 1件当たり	23円
(ノ) 納付情報登録処理 1か月当たり	65,000円	イ 流通データ処理 1か月当たり	169,100円
(ハ) 仮消し込み反映処理 1か月当たり	17,000円	ウ 異動データ処理 1か月当たり	39,600円
(ヒ) 本消し込み反映処理 1か月当たり	10,000円	エ 数量突合処理 1か月当たり	27,600円
サ 各種消耗品		オ 申告書プレプリント処理 1か月当たり	36,600円
(ア) ロングライフリボンカートリッジ 1個当たり	2,200円	カ 県内突合エラーリスト作成処理 1か月当たり	36,600円
(イ) トナーカートリッジ 大 1本当たり	24,000円	(3) 自動車税システム ア 月例処理関係 (ア) 分配情報作成及び関連処理 1か月当たり	119,400円
(ウ) ドラムカートリッジ 大 1本当たり	56,000円	(イ) 分配情報チェックリスト作成 情報1件当たり	9.10円
(エ) BPカートリッジ 中 1本当たり	33,600円	(ウ) 分配情報修正カード作成 修正データ1項目1枚当たり	14円
(オ) トナーカートリッジ 小 1本当たり	16,000円	(エ) 分配情報修正作業 1か月当たり	119,400円
(カ) ドラムユニット 小 1本当たり	32,000円	(オ) カナ情報修正カード作成 修正データ1項目1枚当たり	14円
(キ) B4 カット用紙 1箱当たり	2,600円	(カ) カナ情報付与処理 1か月当たり	79,700円
(ク) A4 カット用紙 1箱当たり	1,800円		
(ケ) 応用用紙(白紙連続用紙) 1箱当たり	2,900円		
シ メール費用			
(ア) 各種帳票集配送			

(キ) 車種名付与処理 1か月当たり	33,600円	(シ) 滞納繰越年度末処理 作業1回当たり	180,000円
(ク) 追加情報カード作成 追加情報1項目1枚当たり	9円	(ス) 現年度完納分過年度データ移行処理 作業1回当たり	180,000円
(ケ) 追加情報付与処理 1か月当たり	66,400円	(セ) 滞納完納分過年度データ移行処理 作業1回当たり	135,000円
(コ) 税率・郵便番号等付与処理 1か月当たり	53,400円	(ソ) 分納履歴・課税マスタ整合性チェック処理 1か月当たり	24,300円
(サ) 課税マスタ異動処理 1か月当たり	404,400円	(タ) 公示サインによるコメントレコード作成 1か月当たり	57,300円
(シ) 減額・還付内訳書作成処理 1件当たり	1.80円	(チ) 要調査サイン修復処理 作業1回当たり	60,000円
(ス) 減額通知書作成 減額通知書1件当たり	21円	(ツ) 職権保留連絡票作成(現年及び滞納) 作業1回当たり	60,000円
(セ) 公金送金通知書等作成処理 通知書1件当たり	32円	(テ) 職権保留更新処理(現年及び滞納) 作業1回当たり	90,000円
(ソ) リストテープ作成処理 作業1回当たり	80,400円	(ト) 減免・免除・復活更新処理 1か月当たり	270,000円
(タ) 納税者番号付与処理 1か月当たり	179,400円	ウ 納貯口座処理関係	
(チ) 異動履歴処理作業 1か月当たり	89,400円	(ア) 納貯口座加入者自動抽出処理 作業1回当たり	675,000円
(ツ) 自動車取得税月例処理 1か月当たり	48,400円	(イ) 納貯口座対象者リスト作成処理 作業1回当たり	90,000円
イ 課税処理関係		(ウ) 納貯口座マスタ異動処理 作業1回当たり	31,000円
(ア) 賦課減額決議書等作成処理 作業1回当たり	55,000円	(エ) 納貯・口座関係明細書作成処理 1件当たり	1.80円
(イ) 賦課減額決議書動態調べ作成処理 作業1回当たり	81,000円	(オ) 口座振替分納税通知書データ作成 通知書1件当たり	6.20円
(ウ) 移転サインチェックリスト作成処理 作業1回当たり	45,000円	(カ) 県税振替納付依頼書作成 依頼書1件当たり	11.50円
(エ) 身体障害者減免者テープ作成処理 作業1回当たり	121,000円	(キ) 納貯組合員の納税状況調書作成処理 作業1回当たり	18,000円
(オ) 減免通知書作成 通知書1件当たり	6.20円	(ク) 口座振替分磁気テープ作成 作業1回当たり	18,000円
(カ) 減免継続申請書作成処理 申請書1件当たり	16.50円	(ケ) 口座振替分フロッピーディスク作成 作業1回当たり	45,000円
(キ) 納税通知書データ作成処理(バーコードなし) 納税通知書1件当たり	17.40円	(コ) 金融機関コード別集計表作成作業 作業1回当たり	22,000円
(ク) 納税通知書データ作成処理(バーコードあり) 納税通知書1件当たり	16.20円	(サ) 金融機関コード整備処理 1か月当たり	21,600円
(ケ) 定期賦課処理 作業1回当たり	990,000円	(シ) 振替口座データ一括変換処理 作業1回当たり	60,000円
(コ) 賦課時情報引継処理 作業1回当たり	24,000円	(ス) 口座振替納税証明書データ作成 1件当たり	6.20円
(サ) 履歴マスタ年度末処理 作業1回当たり	180,000円	エ 収納処理関係	
		(ア) オンライン消込処理	

1件当たり	17円
(イ) 収入状況一覧表作成	
1件当たり	1.80円
(ウ) 収入状況リストテープ作成処理	
作業1回当たり	120,000円
(エ) 督促状等データ作成処理(バーコードなし)	
1件当たり	17.40円
(オ) 督促状等データ作成処理(バーコードあり)	
1件当たり	16.20円
(カ) 徴収カード作成処理	
1件当たり	8.50円
(キ) 各種テープ抽出処理	
作業1回当たり	150,000円
(ク) 督促状等控えリスト作成	
1件当たり	1.20円
(ケ) 督促状等発付前納付リスト作成	
作業1回当たり	12,000円
(コ) 口座振替分磁気テープ変換作業	
作業1回当たり	18,000円
(サ) 自動車税済通年度処理	
作業1回当たり	117,000円
(シ) MPN収納用納税証明書作成	
1件当たり	6.20円
オ 統計その他	
(ア) 各種統計資料作成処理	
作業1回当たり	121,000円
(イ) 軽油使用者調作成処理	
1件当たり	3.60円
(ウ) 各種リストテープ作成処理	
作業1回当たり	121,000円
(エ) 各種ブルーフリスト作成	
1か月当たり	9,900円
(オ) 大口リスト作成	
1件当たり	1.80円
(カ) コメントリスト作成	
作業1回当たり	30,000円
(キ) 賦課時データベース(調定一人別)作成	
作業1回当たり	225,000円
(ク) 未納データベース(収入状況)作成	
作業1回当たり	228,700円
(ケ) 身体障害者減免データベース作成	
1か月当たり	12,900円
(コ) 身体障害者減免未納者一覧表作成	
作業1回当たり	120,000円
(サ) 職権抹消処理	
作業1回当たり	216,000円
(シ) 職権抹消照会ハガキ作成	

1件当たり	12円
(ス) データコンバート等処理	
1秒当たり	450円
(セ) オンライン処理作業	
1か月当たり	899,700円
カ 自動車取得税関係	
(ア) 自動車取得税データコンバート	
作業1回当たり	15,000円
キ プログラム作成関係	
(ア) プログラム作成費	
1人日当たり	40,000円
(イ) プログラム開発費	
1ステップ当たり	320円
6 契約の相手方を決定した手続	
随意契約	
7 随意契約の理由	
特例政令第10条第1項第2号の規定に該当し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第2項の規定により随意契約する。	

和歌山県告示第559号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成21年4月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
橋歯 29-17	後藤歯科	橋本市市脇4-3-27	平成 18.12.31
田歯 41-11	わだ歯科クリニッ ク	田辺市文里2丁目32-3	平成 19.2.28
田歯 4-27	須川歯科医院	田辺市湊960	昭和 51.7.1
田歯 23-60	榎本デンタルクリ ニッ	田辺市秋津町215-8	平成 11.2.1
有歯 15-39	上西歯科医院	有田郡有田川町清水29 7の1	平成 18.7.31
有歯 38-14	上西歯科栗生分院	有田郡有田川町栗生46 3-7	平成 18.7.31

和歌山県告示第560号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成21年4月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
橋齒 36-21	後藤齒科	橋本市市脇4-3-27	平成 19.1.1
田齒 54-21	わだ齒科クリニック	田辺市文里2丁目32-3	平成 19.3.1
田齒 55-21	須川齒科医院	田辺市湊960-10	昭和 51.7.1
田齒 56-21	医療法人旭葉会榎本デンタルクリニック	田辺市秋津町215-8	平成 11.2.1
有齒 43-21	上西齒科医院	有田郡有田川町清水297の1	平成 18.8.1

有齒 44-21	上西齒科栗生分院	有田郡有田川町栗生463-7	平成 18.8.1
-------------	----------	----------------	--------------

和歌山県告示第561号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関(更生医療・育成医療)を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき公示する。

平成21年4月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類(薬局は除く。)	主として担当する医師(薬剤師)の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
天使の空薬局下里店	東牟婁郡那智勝浦町下里801-6	-	塩崎美千代	平成 21.4.1

和歌山県告示第562号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関(更生医療・育成医療)において、同法第64条の規定により次のとおり変更の

届出があったので、同法第69条第2号に基づき公示する。

平成21年4月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変 更 年 月 日
天使の空薬局朝日店	東牟婁郡那智勝浦町朝日2-244	医療機関名称	スカイ薬局	天使の空薬局朝日店	平成 21.2.1

和歌山県告示第563号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、安楽川井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成21年4月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 就任した役員

職名	氏 名	住 所
理事	藪中繁美	紀の川市桃山町市場89番地1
理事	岩田功	紀の川市桃山町元395番地7
理事	山面義久	紀の川市桃山町善田572番地
理事	庄司正幸	紀の川市桃山町段539番地
理事	中林昇	紀の川市桃山町最上223番地
理事	永長幹雄	紀の川市桃山町段新田450番地
理事	保田尚徳	紀の川市桃山町元108番地1
理事	岩見正	紀の川市桃山町調月213番地
監事	永長尚夫	紀の川市桃山町元350番地
監事	阪中晋	紀の川市桃山町最上382番地

2 退任した役員

職名	氏 名	住 所

理事	永長幹雄	紀の川市桃山町段新田450番地
理事	中森寛二	紀の川市桃山町市場588番地
理事	根来繁	紀の川市桃山町神田82番地
理事	児島道雄	紀の川市桃山町段544番地
理事	中林昇	紀の川市桃山町最上223番地
理事	山名和章	紀の川市桃山町元114番地の2
理事	寺本重建	紀の川市桃山町最上50番地の2
理事	高橋恒彦	紀の川市桃山町元286番地2
監事	永長尚夫	紀の川市桃山町元350番地
監事	岡忠義	紀の川市桃山町調月151番地

和歌山県告示第564号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、藤崎井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成21年4月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 就任した役員

職名	氏 名	住 所
理事	吉岡昭兒	紀の川市西井坂158番地

2 退任した役員

職名 氏 名 住 所
理事 金岡潔 紀の川市下井坂115番地

和歌山県告示第565号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成21年4月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基本測量（土地条件調査）
- 2 作業期間 平成20年6月20日から平成21年3月19日まで
- 3 作業地域 西牟婁郡白浜町、西牟婁郡すさみ町、西牟婁郡上富田町、田辺市、御坊市、日高郡みなべ町、日高郡印南町

和歌山県告示第566号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成21年4月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基本測量（基盤地図情報整備作業）
- 2 作業期間 平成21年5月11日から平成22年3月26日まで
- 3 作業地域 御坊市、新宮市、紀の川市

和歌山県告示第567号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成21年4月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 畑ヶ瀬地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱11号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱11号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	日高郡	日高川町	坂野川	廻り	478番2	
2号	"	"	"	河童石	680番	
3号	"	"	"	畑ヶ瀬	682番1	
4号	"	"	"	"	687番1	
5号	"	"	"	"	686番	
6号	"	"	"	"	596番1	
7号	"	"	"	"	577番2	

8号	"	"	"	"	579番1	
9号	"	"	"	"	574番1	
10号	"	"	"	河童石	521番	
11号	"	"	"	"	499番1	

2 志どし地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱8号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	日高郡	日高川町	和佐	宮ノ後	354番	
2号	"	"	"	滝谷口	2015番	
3号	"	"	"	田ノ首	2021番2	
4号	"	"	"	"	"	
5号	"	"	"	"	458番	
6号	"	"	"	宮ノ後	381番	
7号	"	"	"	宮ノ前	440番	
8号	"	"	"	宮ノ後	376番	

3 東宮脇地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱12号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱12号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	日高郡	日高川町	山野	古屋垣内	1097番	
2号	"	"	"	"	2974番1	
3号	"	"	"	的場	2973番	
4号	"	"	"	"	"	
5号	"	"	"	"	"	
6号	"	"	"	"	1126番	
7号	"	"	"	"	1132番	
8号	"	"	"	"	1125番	
9号	"	"	"	"	"	
10号	"	"	"	古屋垣内	1087番	
11号	"	"	"	"	1089番	
12号	"	"	"	"	1094番	

4 平川楨地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱10号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱10号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	日高郡	日高川町	平川	楨	995番	
2号	"	"	"	"	"	
3号	"	"	"	黒岩	1001番1	
4号	"	"	"	"	"	
5号	"	"	"	"	"	
6号	"	"	"	"	1001番3	
7号	"	"	"	楯畑	338番	
8号	"	"	"	楨	298番1	
9号	"	"	"	"	298番	
10号	"	"	"	"	292番	

5 猪谷(1)地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱5号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱5号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	日高郡	日高川町	初湯川	堂浦	1566番1	
2号	"	"	"	"	1568番2	
3号	"	"	"	"	"	
4号	"	"	"	"	1564番	
5号	"	"	"	"	1566番1	

6 猪谷(2)地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱8号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	日高郡	日高川町	初湯川	和田	1642番	
2号	"	"	"	"	1650番	
3号	"	"	"	"	1655番	
4号	"	"	"	"	1654番	
5号	"	"	"	"	1652番2	

6号	"	"	"	"	1661番	
7号	"	"	"	"	1661番2	
8号	"	"	"	"	1659番	

7 猪谷(3)地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱5号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱5号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	日高郡	日高川町	初湯川	柳	1716番	
2号	"	"	"	"	1718番2	
3号	"	"	"	東谷	2304番	
4号	"	"	"	柳	1720番	
5号	"	"	"	"	1725番	

8 猪谷(4)地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱5号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱5号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	日高郡	日高川町	初湯川	堂浦	1587番	
2号	"	"	"	小串	2309番1	
3号	"	"	"	"	"	
4号	"	"	"	"	"	
5号	"	"	"	堂浦	1585番	

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第5号

平成21年度和歌山県職員採用I種試験を次の要綱により実施する。

平成21年4月17日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

平成21年度和歌山県職員採用I種試験要綱

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分		採用予定人員	主 な 職 務 内 容
一般行政職	通常枠	35人程度	知事部局又は教育委員会等における事務
	特別枠	5人程度	

学校事務職	7人程度	県立学校における事務
警察事務職	13人程度	警察本部又は警察署等の事務
総合土木職	5人程度	知事部局等における道路、河川及び土地改良事業等に関する施工監理等の業務
建築職	4人程度	知事部局等における県営住宅等県立施設の施工監理、建築指導等の業務
機械職B	1人程度	警察本部における鑑定、検査、研究等の業務
化学職	2人程度	知事部局等における公害の規制指導、検査分析及び試験研究等の業務
農学職	4人程度	知事部局等における農業・畜産に関する指導、普及、試験研究等の業務
林学職	1人程度	知事部局等における森林政策、林業・木材産業の指導及び森林土木事業の施工監理等の業務
水産職	1人程度	知事部局等における水産に関する行政事務及び試験研究等の業務

2 受験資格

(1) 次のアからウまでのいずれかの要件を満たす人

ア 昭和49年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた人

イ 昭和63年4月2日以降に生まれた人で学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成22年3月末日までに卒業

見込みの人

ウ 人事委員会がイに該当する人と同等の資格があると認める人

(2) 次のいずれかに該当する人は、受験できない。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人（準禁治産者を含む。）

3 試験の日時、試験地及び合格発表

	試験日	試験地	合格発表
第1次試験	平成21年6月28日（日）	和歌山市 田辺市	平成21年7月中旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに合格者に通知する。
第2次試験	平成21年8月上旬	和歌山市	平成21年8月下旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに受験者全員に通知する。

4 試験の方法及び内容

(1) 一般行政職特別枠を除く試験区分

試験種目	配点	内 容	試験時間
第1次試験	1000点	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験 出題数55題のうち50題を解答する選択解答制とする。 ア 選択解答出題分野（社会科学、人文科学、自然科学）30題中25題を選択解答とする。 イ 必須解答出題分野（文書理解、判断推理、数的推理及び資料解釈）25題を必須解答とする。	2時間30分
		試験区分に応じた専門的知識及び能力についての筆記試験 40題を必須解答とする。ただし、総合土木職のみ、45題中25題を必須解答、残り20題中15題を選択解答とする。	2時間
第2次試験	1600点	一定のテーマによる識見、表現力、判断力等についての記述試験（1200字程度）	1時間30分
		人物、能力、性格等についての個別面接及び集団討論（集団討論は一般行政職通常枠のみ）	
		通常の職務遂行に必要な適性についての検査	

(2) 一般行政職特別枠

試験種目	配点	内 容	試験時間

第 1 次試験	教養試験 (択一式)	300点	上記 (1) の第1次試験 教養試験と同内容	2時間30分
	専門試験 (択一式)		上記 (1) の第1次試験 専門試験と同内容	2時間
	アピール論文試験	700点	自身が身につけた高度な能力や貴重な経験又は実績等を得る過程で培った能力をアピールする論文試験(文字数、枚数の制限はなし)	1時間30分
第 2 次試験	論文試験	1600点	上記 (1) の第2次試験 論文試験と同内容	1時間30分
	面接試験		自身が培った能力等を県政にどのように活かすかのプレゼンテーション及び人物、性格等についての個別面接 (注) 第2次試験日前の指定する日までに、特筆すべき個人の能力や経験等を証明する書類等の提出を求めるが、その提出書類等に虚偽が判明した場合は、採用資格を失う。	
	適性検査		上記 (1) の第2次試験 適性検査と同内容	

(3) 試験内容等

- ア 試験の内容は、大学卒業程度とする。
- イ 各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合、総合得点が高くても不合格となる。

- ウ 専門試験の出題分野は、おおむね次のとおりである。

試験区分	出 題 分 野
一般行政職通常枠 一般行政職特別枠 学校事務職 警察事務職	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係等
総合土木職	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工、土壌物理、農業水利、土地改良、農地造成、農業造構等
建築職	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工等
機械職B	数学・物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作等
化学職	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学等
農学職	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥科学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般等
林学職	林業政策、林業経営学、造林学、林業工学、林産一般、砂防工学等
水産職	水産事情・水産経済・水産法規、水産環境科学、水産生物学、水産資源学、漁業学、増養殖学、水産化学、水産利用学等

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の交付場所

- 和歌山県人事委員会事務局
- 和歌山県パスポートセンター
- 和歌山県庁正面玄関サービスステーション
- 各振興局地域振興部総務県民課
- 海草振興局建設部海南工事事務局
- 東牟婁振興局申本建設部総務管理課
- 和歌山県東京事務所
- わかやま喜集館
- 和歌山県名古屋観光センター

- 和歌山県警察本部警務課
- 県内各警察署
- (2) 申込用紙の郵便による請求
申込用紙を郵便で請求する場合は、切手を貼ったあて先明記の返信用封筒を必ず同封して、和歌山県人事委員会事務局あて請求すること。
また、和歌山県のホームページの「申請書ダウンロード」から申込用紙等を印刷することも可能である。
- (3) 申込方法
次のいずれかにより和歌山県人事委員会事務局に申し込むこと。

ア 郵送の場合

所定の申込用紙（申込書、受験票及び写真票）に必要事項を記入し、写真票に顔写真を貼って、和歌山県人事委員会事務局あて郵送すること。また、封筒の表に「Ⅰ種試験受験申込み」と朱書き、必ず簡易書留郵便にすること。

イ インターネットの場合

和歌山県のホームページから電子申請画面を選択し、画面の指示に従って入力すること。

(4) 受付期間

ア 郵送による申込みの場合

平成21年5月7日（木）から受付を開始し、平成21年5月22日（金）までの消印のあるものを受付ける。

イ インターネットによる申込みの場合

平成21年4月27日（月）の午前10時から平成21年5月15日（金）の午後4時までに受信したものを受付ける。ただし、電子申請システムの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(5) 受験票等の交付

ア 郵送による申込みの場合

申込書を受理した場合は、受付期間終了後に受験票を交付する。

なお、申込書の記載事項に不備があるときは受理しない場合がある。

イ インターネットによる申込みの場合

申込みを受理した場合は、電子申請システム内に別途審査結果通知を掲載するので、その指示に従い受験票及び写真票をダウンロードし、書面に出力の上、受験番号等必要事項を記入し、写真票に顔写真を貼るこ

と。

なお、試験当日、写真票に顔写真が貼られていない場合は受験することができない。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求に応じて成績順に提示され、その中から採用者が決定される。採用の時期は、おおむね平成22年4月の予定である。

(2) 採用時の給料月額は、おおむね178,800円で、経歴その他に応じて一定の額が加算される。

ただし、平成21年度は特例措置により1%減額される。

このほか職員の給与に関する条例等の定めに従い、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

7 点字等による受験

一般行政職の受験で点字受験を希望する人は申込時に和歌山県人事委員会事務局に申し出ること。また、車椅子やルーペの使用及び拡大文字による受験等を希望する人も同様に申し出ること。

8 試験結果の開示

この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第25条第1項の規定により、口頭で開示請求することができる。

開示を希望する人は、以下により受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。）を持参の上、和歌山県人事委員会事務局に請求すること。

試験の種類	請求できる人	開示内容	開示期間
第1次試験	第1次試験不合格者	総合得点及び総合順位	合格発表日の翌日から1月間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）
第2次試験	第2次試験受験者	(1) 第1次試験の総合得点及び総合順位 (2) 第1次試験の得点と第2次試験の得点を合わせた総合得点及び総合順位	

9 その他

この試験についての問い合わせは、和歌山県人事委員会事務局にすること。

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第18号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成21年4月17日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

1 講習に係る警備業務の区分、実施期日、実施場所及び定員

講習区分	講習期間	場所	定員
法第2条第1項第1号の業務（以下「1号警備業務」という。）に係る講習で、2の（1）に掲げる者を対象とするもの（以下「新規取得講習（1号）」という。）	平成21年6月10日（水）から平成21年6月19日（金）までの土曜日及び日曜日を除く8日間	和歌山市手平2丁目1番2号 和歌山ビッグ愛（合同実施）	30名
1号警備業務に	平成21年6月15日（月）		

係る講習で、2 の(2)に掲げ る者を対象と するもの(以 下「追加取得 講習(1号)」 という。)	から平成21年6月19日(金)までの5日間		
--	-----------------------	--	--

2 講習の対象者

(1) 新規取得講習(1号)

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「指導教育責任者資格者証等」という。)の交付を受けていない者であって、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に1号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習(1号)

1号警備業務の区分以外の指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものであること。

ア 最近5年間に1号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 検定規則第4条に規定する1級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(1号警備業務

の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

3 受講を希望する者の手続

(1) 事前申出受付

受講を希望する者(以下「受講希望者」という。)は、平成21年5月11日(月)から平成21年5月13日(水)まで(各日とも午前10時から午後5時までの間)の間に、(2)の注意事項を厳守の上、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課(受講受付専用電話:073-423-3344)に対し電話による受講希望の事前申出を行うこと。

事前申出は先着順に受け付け、申込者の人数が定員の数に達し次第、受付を締め切る。

(2) 事前申出受付時の注意事項

ア 受付専用電話以外での受付は、一切行わない。

イ 電話1回につき、受講希望者1人のみを受け付ける。

ウ 申出は、受付担当者からの受講希望者に関する質問等に即答できる者が行うこと(即答できない場合は、受け付けない。)

エ この講習に関して不明な点がある場合は、事前に下記7の問い合わせ先に確認しておくこと。

オ 上記の手続を経て、受付番号を取得した受講希望者を受講予定者とする。

4 受講申込書等の提出に関する手続

(1) 提出期間、提出方法等

上記3により、事前申出を受け付けされた者は、平成21年5月20日(水)から平成21年5月22日(金)まで(各日とも午前9時から午後5時までの間)の間に、次の書類等を和歌山県内の最寄りの警察署に提出すること(代理人による提出は受け付けない。)

なお、当該提出期間内に受講申込書等を提出しなかった場合又は事前申出後において講習の対象者の要件を満たしていないことが判明した場合には、受講予定者に決定していることを無効とする。

ア 新規取得講習(1号)の受講予定者

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書

顔写真(6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチ

- メートル大のもの)をちょう付すること。
- (イ)上記2の(1)に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類
- a 2の(1)のアに該当する者
1号警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る証明書(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書 各1通
 - b 2の(1)のイに該当する者
検定規則第4条に規定する1級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し 1通
 - c 2の(1)のウに該当する者
検定規則第4条に規定する2級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 各1通
 - d 2の(1)のエに該当する者
旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し 1通
 - e 2の(1)のオに該当する者
旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書 各1通
- イ 追加取得講習(1号)の受講予定者
(ア)警備員指導教育責任者講習受講申込書
顔写真(6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル大のもの)をちょう付すること。
- (イ)1号警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し
- (ウ)上記2の(2)に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類
- a 2の(2)のアに該当する者
警備業務従事証明書及び履歴書 各1通
 - b 2の(2)のイに該当する者
検定規則第4条に規定する1級の検定(1号警備業

- 務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し 1通
- c 2の(2)のウに該当する者
検定規則第4条に規定する2級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 各1通
 - d 2の(2)のエに該当する者
旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し 1通
 - e 2の(2)のオに該当する者
旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書 各1通
- (2)手数料
手数料は、和歌山県証紙により納付すること。
- ア 新規取得講習(1号) 47,000円
 - イ 追加取得講習(1号) 23,000円
- 5 講習修了証明書の交付等
(1)各講習の最終日に、受講者に対して修了考査を実施する。
(2)講習課程を修了し、修了考査に合格した者に講習修了証明書を交付する。
- 6 講習業務の委託
講習は、社団法人和歌山県警備業協会(所在地 和歌山市西汀丁36番地)に委託して実施する。
- 7 問い合わせ先
和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係
電話番号:073-423-0110(内線 3027又は3028)

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第31号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成21年4月17日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
和田良太後援会	和田良太	和田良太	東牟婁郡串本町潮岬3332の9	平成 21.2.13
玉置俊久後援会	長岡均	玉置幸雄	日高郡日高川町千津川5168	平成 21.3.2

林雅臣後援会	中川勝行	高尾和宏	日高郡日高川町千津川4741	平成 21.3.2
あだちこうじ後援会	寒川正志	栗山秀教	田辺市宝来町21-12	平成 21.3.6
松下修巳後援会	平見祝信	吹石節子	東牟婁郡串本町串本40の18	平成 21.3.9

和歌山県選挙管理委員会告示第32号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、

同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成21年4月17日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	政党・政治団体の別	備考
自由民主党本宮支部	主たる事務所の所在地	田辺市本宮町請川36-1	田辺市本宮町伏拝983-2	平成 20.12.11	政党の支部	
	代表者	久保隆一	泉正徳	平成 20.12.11	政党の支部	
	会計責任者	杉山栄一	泉正徳	平成 20.12.11	政党の支部	
辻大介後援会	主たる事務所の所在地	東牟婁郡串本町串本2209	東牟婁郡串本町大島1778-3	平成 21.2.13	政治団体	
	代表者	辻治江	山本仁司	平成 21.2.13	政治団体	
	会計責任者	辻幸之介	辻治江	平成 21.2.13	政治団体	
自由民主党和歌山県自動車販売支部	代表者	海瀬亀太郎	石井清平	平成 21.2.18	政党の支部	
世耕弘成金屋後援会	会計責任者	榎下昭和	寺杣和男	平成 21.2.20	政治団体	
岡本庄三後援会	政治団体の名称	岡本庄三後援会	岡本庄三君を推薦する有志の会	平成 21.2.23	政治団体	
	主たる事務所の所在地	日高郡印南町山口580	日高郡印南町山口247	平成 21.2.23	政治団体	
	代表者	岡本茂	平田主一郎	平成 21.2.23	政治団体	
	会計責任者	依岡正憲	岡本茂	平成 21.2.23	政治団体	
まなご充敏後援会(真清会)	会計責任者	原貢	竹中博信	平成 21.2.23	政治団体	
児嶋清秋後援会	代表者	嶋田徳雄	田下裕三	平成 21.2.26	政治団体	
日本共産党紀北地区委員会	主たる事務所の所在地	伊都郡かつらぎ町佐野490-4	伊都郡かつらぎ町佐野490-1	平成 21.3.2	政党の支部	
公明党和歌山第二総支部	主たる事務所の所在地	海南市椋木234-4 中家悦生方	岩出市西安上170-2	平成 21.3.3	政党の支部	

	代表者	中拓哉	小山清	平成 21.3.3	政党の支部	
松原しげき後援会	主たる事務所の 所在地	東牟婁郡串本町串本1949	東牟婁郡串本町串本2429	平成 21.3.3	政治団体	
高垣幸司後援会	代表者	野村悠一郎	楠本健治	平成 21.3.4	政治団体	
中本正人後援会	会計責任者	奥進	丸山哲也	平成 21.3.4	政治団体	
辻本ひろし後援会	会計責任者	大石熊野	角昌司	平成 21.3.9	政治団体	
MELON和歌山社会活動 委員会	代表者	藤本肇	中原宏典	平成 21.3.10	政治団体	
北裏博巳後援会	会計責任者	北裏弘子	前川卓雄	平成 21.3.12	政治団体	
山崎高章を励ます会	会計責任者	山崎美保子	和田禎夫	平成 21.3.12	政治団体	

和歌山県選挙管理委員会告示第33号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成21年4月17日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

政治団体の名称	代表者の氏名	解 散 年月日	届 出 年月日
倉本忠博後援会	森本健	平成 21.2.8	平成 21.2.9
和田良太後援会	和田良太	平成 17.6.1	平成 21.2.13
ふじおか昭彦後援会	松尾隆	平成 20.12.31	平成 21.3.5
山田五良後援会	井口久靖	平成 21.1.31	平成 21.3.6
社会倫理研究会	松本拓	平成 21.3.1	平成 21.3.16

和歌山県選挙管理委員会告示第34号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書の提出があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成21年4月17日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

政治団体の収支報告書(平成17年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	和田良太後援会	
報告年月日	平成21年2月13日	
資金管理団体の届出をした者の氏名		
資金管理団体の届出に係る 公職の種類		
1 収入総額	50,000	
ア 前年繰越額	50,000	
イ 本年収入額	0	
2 支出総額	0	
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)	
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イの寄附のうちあつせん によるもの)	
	(イ) 政党匿名寄附	
	ウ 機関紙誌の発行その他の 事業による収入	
	エ 借入金	
	オ 本部又は支部から供与さ れた交付金に係る収入	
	カ その他の収入	
	4 支出の内訳	ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費
イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の 発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー 開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費		
5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を 別に掲載)		

政治団体の収支報告書(平成20年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	ふじおか昭彦後援会	山田五良後援会	社会倫理研究会
報告年月日	平成21年3月5日	平成21年3月6日	平成21年3月16日
資金管理団体の届出をした者の氏名			
資金管理団体の届出に係る公職の種類			
1 収入総額	0	9,184	0
ア 前年繰越額	0	9,184	0
イ 本年収入額	0	0	0
2 支出総額	0	9,184	0
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)		
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イの寄附のうちあつせんによるもの)		
	(イ) 政党匿名寄附		
	ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入		
	エ 借入金		
	オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入		
	カ その他の収入		
	4 支出の内訳		
ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費		9,184 3,984 5,200	
イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の 発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー 開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費			
5 資産等の状況 (* 印は、資産等を有する場合で内訳を別に掲載)			

政治団体の収支報告書(平成21年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	倉本忠博後援会	山田五良後援会	社会倫理研究会	
報告年月日	平成21年2月9日	平成21年3月6日	平成21年3月16日	
資金管理団体の届出をした者の氏名				
資金管理団体の届出に係る公職の種類				
国会議員関係政治団体の区分				
公職の候補者の氏名				
公職の候補者に係る公職の種類				
1 収入総額	0	0	0	
ア 前年繰越額	0	0	0	
イ 本年収入額	0	0	0	
2 支出総額	0	0	0	
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)			
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イの寄附のうちあつせんによるもの)			
	(イ) 政党匿名寄附			
	ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入			
	エ 借入金			
	オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入			
	カ その他の収入			
	4 支出の内訳	ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費		
		イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の 発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー 開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費		
	5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を別に掲載)			

和歌山県選挙管理委員会告示第35号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書（平成19年分）の提出があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成21年4月17日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

政治団体の収支報告書(平成19年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	北野均後援会	
報告年月日	平成21年3月10日	
資金管理団体の届出をした者の氏名	北野 均	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	和歌山市議会議員	
1 収入総額	0	
ア 前年繰越額	0	
イ 本年収入額	0	
2 支出総額	0	
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)	
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イの寄附のうちあつせん によるもの)	
	(イ) 政党匿名寄附	
	ウ 機関紙誌の発行その他の 事業による収入	
	エ 借入金	
	オ 本部又は支部から供与さ れた交付金に係る収入	
	カ その他の収入	
	4 支出の内訳	ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費
	イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の 発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー 開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費	
	5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を 別に掲載)	

正 誤

正 誤

平成21年3月31日付け和歌山県報号外(2)和歌山県教育委

員会告示第2号中

和歌祭仮面群 面掛行列所
用品 96

は誤りにつ

き、

和歌祭仮面群 面掛行列所
用品 96面

に訂正する。